

議案第67号

守谷市自転車駐車場設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例

守谷市自転車駐車場設置及び管理に関する条例（昭和58年守谷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年12月 1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
67 号	1

守谷市自転車駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 守谷市自転車駐車場設置及び管理に関する条例（昭和58年守谷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条から第7条までを次のように改める。

第4条 削除

（使用料）

第5条 駐車場の使用料は、無料とする。

第6条及び第7条 削除

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（自転車等の放置に対する措置）

第10条 市長は、駐車場内において長期間にわたり継続して駐車している自転車等（以下「放置自転車等」という。）がある場合は、当該放置自転車等の所有者又は管理者に対し、当該放置自転車等を駐車場から移動することを命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、放置自転車等をあらかじめ定めた場所に移動し、保管するなど必要な措置を講ずることができる。この場合において、第2号の規定により移動の措置を講ずるときは、あらかじめ規則に定める事項を公告しなければならない。

(1) 前項の規定により放置自転車等の移動を命じられた者が、当該命令に従わない場合

(2) 前項の規定により放置自転車等の移動を命じようとする場合において、当該放置自転車等の移動を命ずべき所有者又は管理者を確知することができない場合

（保管した自転車等の措置）

第11条 前条第2項の規定により移動し、保管した自転車等の措置については、守谷市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（平成元年守谷町条例第32号）第12条の規定の例による。

別表を削る。

第2条 守谷市自転車駐車場設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、守谷市自転車駐車場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条の表中「新守谷第一自転車駐車場」を「新守谷自転車駐車場」に、「御所ヶ丘三丁目4番地」を「御所ヶ丘二丁目1番地」に改める。

第4条を削る。

議案	頁数
67号	2

第3条中ただし書を削り、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(対象車両)

第3条 駐車場に駐車できる車両(以下「自転車等」という。)は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車であつて、2輪のものとする。

第6条から第9条までを次のように改める。

(遵守事項)

第6条 駐車場を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品、著しく悪臭を発する物品を駐車場内に持ち込まないこと。
- (2) 他の自転車等の駐車を妨げる行為等、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

(供用の休止)

第7条 市長は、駐車場の整備その他必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止することができる。

(損害賠償等)

第8条 駐車場を使用する者は、その使用に際し、施設、付帯設備等に損害を与えた場合は、市長の指示に従い直ちに原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(市の免責)

第9条 市は、駐車場内において生じた次に掲げる損害に対しては、賠償の責を負わないものとする。

- (1) 地震、風水害等の天災地変、事故その他回避することができない要因により生じた損害
- (2) 第三者の行為に起因して生じた損害

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前における新守谷自転車駐車場の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

議 案	頁 数
67号	3

## 提案理由（議案第67号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、老朽化した新守谷第一自転車駐車場に替わり、新たな自転車駐車場を設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、自転車駐車場の使用料を無料とすること、放置自転車等の所有者に対する移動命令に関する規定及び自転車駐車場の使用管理にあたり必要な規定を整備するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
67号	4

守谷市自転車駐車場設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正	現行
<p><u>第4条 削除</u></p> <p><u>(使用料)</u> 第5条 駐車場の使用料は、無料とする。</p> <p><u>第6条及び第7条 削除</u></p> <p><u>(自転車等の放置に対する措置)</u> 第10条 市長は、駐車場内において長期間にわたり継続</p>	<p><u>(使用許可)</u> 第4条 新守谷第一自転車駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 使用許可の有効期間は、1日、1月、3月又は6月とする。 <u>(使用料)</u> 第5条 新守谷第一自転車駐車場を使用する者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に通学する者をいう。）は、無料とする。 <u>(使用料の免除)</u> 第6条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。 <u>(使用料の還付)</u> 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(新設)</p>

して駐車している自転車等（以下「放置自転車等」という。）がある場合は、当該放置自転車等の所有者又は管理者に対し、当該放置自転車等を駐車場から移動することを命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、放置自転車等をあらかじめ定めた場所に移動し、保管するなど必要な措置を講ずることができる。この場合において、第2号の規定により移動の措置を講ずるときは、あらかじめ規則に定める事項を公告しなければならない。

(1) 前項の規定により放置自転車等の移動を命じられた者が、当該命令に従わない場合

(2) 前項の規定により放置自転車等の移動を命じようとする場合において、当該放置自転車等の移動を命ずべき所有者又は管理者を確知することができない場合

(保管した自転車等の措置)

第11条 前条第2項の規定により移動し、保管した自転車等の措置については、守谷市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（平成元年守谷町条例第32号）第12条の規定の例による。

(委任)

第12条 (略)

(新設)

(委任)

第10条 (略)

67号	議案
6	頁数

(削除)

別表（第5条関係）

自転車駐車場使用料金表

区分	定期使用料			一時使用料
	1月	3月	6月	1日1回
市内居住者	1,620円	4,320円	8,640円	100円
市外居住者	2,160円	5,830円	11,660円	

議案号	67号
頁数	7

守谷市自転車駐車場設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正	現行												
<p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、守谷市自転車駐車場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="241 746 1108 887"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新守谷自転車駐車場</td> <td>守谷市御所ヶ丘二丁目1番地</td> </tr> <tr> <td>南守谷自転車駐車場</td> <td>守谷市けやき台一丁目34番地</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（対象車両）</u></p> <p><u>第3条 駐車場に駐車できる車両（以下「自転車等」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車であって、2輪のものとする。</u></p> <p>（管理）</p> <p>第4条 駐車場は、市長が管理する。 _____</p> <p>_____</p>	名称	位置	新守谷自転車駐車場	守谷市御所ヶ丘二丁目1番地	南守谷自転車駐車場	守谷市けやき台一丁目34番地	<p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、守谷市自転車駐車場の設置及び管理について必要な事項を定め、駅周辺の環境整備を図るとともに、自転車利用者の利便に資することを目的とする。</u></p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1146 746 2036 887"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新守谷第一自転車駐車場</td> <td>守谷市御所ヶ丘三丁目4番地</td> </tr> <tr> <td>南守谷自転車駐車場</td> <td>守谷市けやき台一丁目34番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>（新設）</p> <p>（管理）</p> <p>第3条 駐車場は、市長が管理する。ただし、市長が必要と認めた場合は、公共的団体に管理を委託することができる。</p>	名称	位置	新守谷第一自転車駐車場	守谷市御所ヶ丘三丁目4番地	南守谷自転車駐車場	守谷市けやき台一丁目34番地
名称	位置												
新守谷自転車駐車場	守谷市御所ヶ丘二丁目1番地												
南守谷自転車駐車場	守谷市けやき台一丁目34番地												
名称	位置												
新守谷第一自転車駐車場	守谷市御所ヶ丘三丁目4番地												
南守谷自転車駐車場	守谷市けやき台一丁目34番地												



(削除)

(遵守事項)

第6条 駐車場を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品、著しく悪臭を発する物品を駐車場内に持ち込まないこと。

(2) 他の自転車等の駐車を妨げる行為等、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

(供用の休止)

第7条 市長は、駐車場の整備その他必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止することができる。

(損害賠償等)

第8条 駐車場を使用する者は、その使用に際し、施設、付帯設備等に損害を与えた場合は、市長の指示に従い直ちに原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(市の免責)

第9条 市は、駐車場内において生じた次に掲げる損害に対しては、賠償の責を負わないものとする。

(1) 地震、風水害等の天災地変、事故その他回避することができない要因により生じた損害

(2) 第三者の行為に起因して生じた損害

第4条 削除

第6条及び第7条 削除

(供用の休止)

第8条 市長は、駐車場の整備その他必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第9条 使用者の責めに帰すべき事由により、駐車場の施設、設備等に損傷を与えた場合は、市長の指示に従い直ちに原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、駐車中の自転車が盗難にあった場合又は損傷を受けた場合は、市長に対し損害賠償を請求することができない。